

## 武田 直大

高等司法研究科・准教授

### 【研究】

令和2年度に引き続き、約款の変更に関する研究に取り組んだ。前々年度は、契約の両当事者の合意による約款変更の規律について論文を執筆・公表したが、令和3年度においては、約款使用者による一方的な約款の変更について、ドイツ法の比較法研究を行い、その成果を論文として公表した。そこでは、一方的な約款変更が認められる原因、一方的変更の可能性を定める約款条項の意義、一方的変更の際に相手方に残される権利などについて、考察を加えている。

約款の変更は、債権法改正による定型約款の変更規定(民法548条の4)の導入に伴い、俄かに議論されるようになった問題であるが、これまで比較法を伴う浩瀚な研究は皆無であったところ、この一連の研究には、先駆的な意義が認められる。

### 【教育】

ローにおいては、春・夏学期に1年次の民法基礎2を、秋・冬学期に消費者法を担当した。民法基礎2では、おおよそ月に一回小テストを行い、未修者の学習の進捗状況の把握に努めた。

学部においては、秋・冬学期の民法1および通年の法政基礎演習・演習1を担当した。民法1では、登録者数が教室定員を大幅に上回るころ、対面授業の内容を最も重要な法律行為と物権変動論に絞り、残りを動画配信とし、週2回の授業を週1回ずつのクラスに分けて教授するなどの工夫を行った。

### 【管理運営】

学習サポート委員として各種の業務に当たった。特質すべき業務としては、特殊講義「リーガルプロフェッションの最先端」におけるゲストスピーカーの手配および当日のサポートが挙げられる。

他に、情報マネジメント室員・安全衛生管理室員を務めた。

### 【社会貢献】

前々年度に引き続き、豊中市消費生活審議会委員(副会長)を務めた。